

「春日井市緑の奨励金事業」

ガイドライン

1 春日井市緑の奨励金の目的とは

春日井市では、地域においてまちを緑あふれる魅力的なものにする活動を実践する市民団体等に対し、春日井市緑化振興基金を活用した「緑の奨励金」の交付によって、その育成支援を図り、市民主体の息の長い地域の緑化推進を応援します。

2 助成の対象団体

助成の対象となる団体は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 団体の構成員は、5名以上の成人であること。ただし、同一世帯の構成員でないこと。
- ② 営利を目的とした団体でないこと。

3 助成の対象活動

助成の対象となる活動は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 市内で実施する苗木、花苗等を新たに植栽する活動であること。
- ② 地域の緑化の向上を目的としたものであること。
- ③ 樹木、花等の植物を健全に育て、美しい景観を保つため適正な維持管理に努めるものであること。
- ④ 当該活動に関して市又は、他の団体等から補助金等を受けていないこと。

4 助成の対象地

(1) 助成の対象となる植栽地は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 公共用地や市街化区域及びこれに準ずる区域（市街化調整区域内にある団地等）内の民有地で、一般に公開できること。
- ② 自分が管理する土地（所有権、地上権等の権限を有する土地）であること。又は、管理者若しくは所有者の同意を得た土地であること。
- ③ 工場立地法等の法令で規定する緑化に係るものでないこと。
- ④ 土地に定着しており、移動不可能なものであること。
- ⑤ 一団の土地で植栽面積が5㎡以上あること。

(2) 助成の対象となる植栽方法は、次のとおりです。

- ① 幅員4m以上の公衆用道路に面する土地に施すもので、かつ当該道路から望見できる箇所（公衆用道路から5m以内の範囲）に施される緑化であること。ただし、植栽地が道路に対し高低差があるような場合は、別途協議してください。
- ② 植栽地と公衆用道路との間にブロック塀等の遮蔽物がある場合、公衆用道路から遮蔽物の天端までの高さが1m以下であること。ただし、ネットフェンス等見通せる場合はこの限りではありません。
- ③ 一般市民が利用可能な施設（公民館、病院、福祉施設等）の敷地内においては、①、②は該当しません。

5 助成の対象経費

春日井市内で市民団体等が行う植栽活動に係る経費の2分の1以内で、1団体年間10万円を上限に助成します。また、1団体につき、交付回数は同一年度内に原則2回を限度とします。

(1) 助成の対象となる経費は、次のとおりです。

- ① 苗木、花苗、種子、球根等植物の購入費
- ② スコップ、移植ごてその他植栽に必要な用具等（動力装置のないもの）の購入費
- ③ 土壌、肥料、支柱等消耗品の購入費

※(2)、(3)のみ申請する場合や、本市の他の補助又は本市以外の団体等から補助金等の交付を受けている場合は対象となりません。

(2) 次の経費は助成対象にはなりません。

- ① 植栽地造成等の工事費
- ② 植栽、剪定、維持管理等に係る人件費、ボランティア活動等の保険料
- ③ 過度に秀麗なもの
- ④ 維持管理に係る用具類や消耗品の購入費

※注意事項

- ・助成を受けて実施した内容については、春日井市がホームページ等で紹介することについて了承し、その情報を得た他者が地域の緑化活動について問い合わせた場合には適切な対応を行ってください。
- ・植栽の準備等に係る占用等の諸手続きや、植栽後の維持管理については、市は関与しませんので、団体の責任において行ってください。
- ・申請団体多数の場合は、各団体間で調整するため、助成額が対象経費の2分の1に満たない場合があります。
- ・活動におけるけが等に備えて、各団体でボランティア保険等への加入をおすすめします。

《 お問い合わせ 》

春日井市役所 建設部 公園緑地課 緑化担当

郵便番号：486-8686

住所：春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話：0568-85-6283

F A X：0568-83-2960

E-mail：koen@city.kasugai.lg.jp